港湾・空港については、国際物流拠点の形成や観光客の受入体制の強化等による観光振興、離島の住民生活の向上等のため、その整備推進を図る。この中で、那覇空港の機能の強化については、現在行われている環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく手続が完了した後は、適切な財源の確保を前提とした第二滑走路の整備を図る。

都市公園、上下水道等の各種生活環境基盤について、施設の老朽化対策に計画的に取り組みつつ、引き続き整備推進を図る。また、耐震化・老朽化対策が課題となっている公立学校施設の整備について、改築・改修等により早急かつ効率的な整備の推進を図る。

これまで整備されてきた情報通信基盤、特に離島への海底ケーブル等については、経年劣化が進んでいるものがあることや需要増に対応する必要があることから、その更新・拡充を図る。

沖縄島内における交通の状況に鑑み、鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる。

⑶　エネルギーの供給等

沖縄は電力供給面で構造的な不利性等の課題を有しており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保は沖縄県民の生活及び産業界にとって非常に重要である。このため、供給コスト軽減等に取り組み、エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保を図る。また、再生可能エネルギーの普及促進及び環境関連産業の育成を図る。

12　その他の基本的な事項

⑴　不発弾等対策の推進

沖縄になお多くの不発弾等が存在していることから、不発弾等の処理をできるだけ早期に行っていくため、磁気探査の加速化・効率化を図る等、不発弾等対策の更なる推進を図る。

⑵　所有者不明土地問題の解決

沖縄における所有者不明土地問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

⑶　北部振興

県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。

Ⅳ　沖縄振興の推進に関する事項

1　沖縄振興交付金

沖縄振興特別措置法においては、沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興交付金制度が創設された。

沖縄県において、沖縄振興交付金事業計画の作成に当たっては、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効果的・効率的であるか等を勘案して事業の選択と集中を図るとともに、沖縄振興に資する観点から必要不可欠な事業を精査することが求められている。

また、沖縄振興交付金事業計画の推進に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の会計法令を順守し、事業を的確かつ効率的に実施する。さらに、沖縄振興交付金事業計画に掲げる事業等の成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直し・改善を行う。

2　沖縄振興計画の見直し

社会経済情勢が変化する中で、常に時代変化に的確に対応し、沖縄の自立的発展を確かなものとするためには、施策の進捗状況や効果を随時検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。

沖縄振興計画の中間年である５年後を目途に、計画全体の評価を実施し、必要に応じて計画の改定等を行う。

○金融庁告示第十五号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月十一日から適用する。

平成二十四年五月十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

第三条中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

別表二中「

国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第９号	金融商品（Financial Instruments）

」を「

国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第９号	金融商品（Financial Instruments）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第10号	連結財務諸表（Consolidated Financial Statements）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第11号	共同支配の取決め（Joint Arrangements）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第12号	他の企業への関与の開示（Disclosure of Interests in Other Entities）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第13号	公正価値測定（Fair Value Measurement）

」に、「

国際会計基準（ＩＡＳ）第27号	連結及び個別財務諸表（Consolidated and Separate Financial Statements）
国際会計基準（ＩＡＳ）第28号	関連会社に対する投資（Investments in Associates）
国際会計基準（ＩＡＳ）第29号	超インフレ経済下における財務報告（Financial Reporting in Hyperinflationary Economies）
国際会計基準（ＩＡＳ）第31号	ジョイント・ベンチャーに対する持分（Interests in Joint Ventures）

」を「

国際会計基準（ＩＡＳ）第27号	個別財務諸表（Separate Financial Statements）
国際会計基準（ＩＡＳ）第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資（Investments in Associates and Joint Ventures）
国際会計基準（ＩＡＳ）第29号	超インフレ経済下における財務報告（Financial Reporting in Hyperinflationary Economies）

」に改める。